

北中城村あやかりの杜 キャンプ場使用規定 B

令和 2 年 6 月 1 日現在

- 1 使用許可申請書の提出により使用料の支払い義務が生じます。使用許可後は、申請者の都合による日程と時間の変更はできませんので、充分ご確認の上で提出して下さい。なお、一旦納入したキャンプ場入場料・ドミトリー使用料・備品使用料は、原則として一切お返しできません。（台風等での臨時休館は除く）
- 2 宿泊時のチェックイン、チェックアウト時刻は次のとおりです。
チェックイン 午後 1時
チェックアウト 午前10時
なお、当施設は午前7時に開門、午後10時に閉門致します。閉門後やむを得ず出入りされる場合は、事前に窓口にて許可を得て下さい。
(22:00～8:30までは警備が常駐しておりますので、緊急の場合はご連絡ください。)
- 3 ドミトリー・キャンプ場での宿泊は、未成年者だけの宿泊はできません。宿泊を希望する場合は、保護者（成人）の同意を必要とし、同意者に申請書の記入をしていただきます。
- 4 決められた時間内で、準備や片付け及び清掃を終えてください。時間を超過する場合は、追加料金を頂きます。
- 5 参加者が30名以上になる場合は、駐車場の誘導員の配置をお願いします。
- 6 宅配業者の手配、荷物の受付対応は行いません。使用者の責任において対応をお願いします。
- 7 使用時に出了「ごみ」は各自お持ち帰りください。
- 8 使用者が施設や設備等を破損、汚損した場合は、その損害を弁償していただきます。
- 9 敷地内でのケガや事故及び盗難等について、当館は一切責任を負いません。予めご了承ください。
- 10 ドミトリー・キャンプ場での禁止事項は下記のとおりです。

- ・ペグの打ち込み、テントサイト上での炭の使用等、施設や備品を破損・汚損させるおそれのある行為。
 - ・喫煙、花火、焚火等の火災の恐れがある行為。
 - ・カラオケ、発電機の使用、大声、騒音等、他の使用者の迷惑となる行為。
 - ・ペットの同伴（但し、盲導犬・介助犬等を除く。）
- 11 職員の指示に従わない場合やキャンプ場使用規定に反する行為等があった場合、施設使用を中止し退場を願うこともございます。また、今後の使用を許可しないことがありますのでご注意ください。
- 12 ドミトリーに宿泊できる人数は**8名迄**です。それを超過する場合は、キャンプ場と併用していただきます。
- 13 ドミトリーは簡易宿泊所となっており、寝具類・洗面用品・食器類といった日用品がございません。ご利用される際はご持参ください。
- 14 ドミトリーの鍵の受け渡しの際は、使用許可証を必ず窓口にご掲示ください。ドミトリーが空室の際は、使用開始時刻15分前から鍵の受け渡しが可能です。
- 15 村内割引の適用を受ける際には、申請者及び代表者（会社）の村内在住を証明する身分証明証（運転免許証・健康保険証・公的郵便物等）を掲示して、現住所を確認させていただきます。
- 16 施設使用の権利は、他人・他社への譲渡、転貸は一切できません。
- 17 テントを張る場所は、テントサイトNo.1～15に限ります。その他の場所に張ることは出来ません。
- 18 バーベキュー等で使用した炭は、炊事棟裏手の炭置き場に捨て、必ず水で消火を行ってください。
- 19 貸出を受けた備品は利用前と同じ状態に戻して、炊事棟テーブルに返却をお願いします。

令和 年 月 日

署名 _____